

【 第 5 回協議会議事要旨 】

1. 議事説明

議事資料の説明（事務局）

2. 質疑応答

●既存の民間係留施設の利用状況について（地元代表）

→堀川駐艇場は収容可能隻数 60 で現在 60 使用中、中の島マリーナは収容可能隻数 76 のうち現在 66 使用中であることを確認している。（事務局）

●過去に行われた簡易代執行の時期と対象数について（地元代表）

→平成 23 年 4 月 25 日に第 1 回の簡易代執行を行い、その後、7 回実施している。現在までの累計で沈没船 8 隻、係留施設 39 基を撤去した。（事務局）

●管内全体の不法な工作物とは船の係留に関係したものなのか、実際どんなものが撤去されたのか。（島根県河川課）

→資料-5 の写真のように川沿いの焼却炉や橋の下に置かれた漁具などである。簡単に処分できない有価物や河川環境を悪化させているものを 1 次対象として警告を行った。（事務局）

●地域防災を重視した見直し内容であったが、地域防災は地元市町が主体であり、これらを出雲市が地域防災計画の中に書き入れるほうが、地元の説明しやすいのではないか。（島根県河川課）

→防災関係課と協議する。（出雲市）

●資料 8 の地震や津波のシミュレーションについて、どのような規模を想定しているか分かりやすい資料があるか。（地元代表）

→島根県防災部のホームページで津波伝播アニメーション（動画）や一般に向けた津波についてわかりやすい解説書、各地点の浸水深が分かる基準水位（案）を公表している。（事務局）

●不法係留防止に対する啓発活動として、重点係留禁止区域であることを示す看板の設置などは考えているか。また、今回のような会議の公開や新聞広告を用いた周知のための活動を行ってはどうか。（中国地方整備局）

→看板の設置は行っている。周知の一環として今回の協議会議事内容を出雲県土整備事務所ホームページに掲載したいと考えている。（事務局）